

千葉県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

策定 令和3年3月30日付け耕第1980号

変更 令和4年3月31日付け耕第2117号

本計画は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を定めるものである。

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 千葉県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

千葉県の地勢は、南部の200～300m級の山々が続く房総丘陵、東京湾岸の低地、北部の比較的平坦な下総台地、利根川流域と九十九里沿岸に広がる平野となっている。温暖な気候と恵まれた立地条件を生かして、園芸を中心とした農業が展開されており、首都圏の重要な食料供給基地の役割を担っている。

県南部では農業用水として取水できる河川が少ないため、県内1,278箇所（R3.3時点）の農業用ため池のうち、約9割が県の南側半分に集中しており、地域の重要な水源として利用されてきた。

農業用ため池のうち、決壊した場合に人的被害が発生する可能性のある「防災重点農業用ため池」について、劣化状況評価等により防災工事が必要とされたもので、決壊した場合の影響度の高いものから順に、緊急度や地元の合意形成状況を勘案し、計画的に整備を進めていくことを基本とする。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 千葉県における防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手するため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 364箇所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 0箇所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、防災重点農業用ため池について定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度 : 1年に1回以上

イ 定期点検を行う者: 管理者

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手するため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

対象ため池の選定は「千葉県ため池対策連絡協議会」において調整する。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池: 33箇所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池: 25箇所

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報 : 別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件 (知事特認)

防災工事等基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは以下のとおりとする。

ア 地震又は豪雨耐性評価のいずれかを実施済みで、防災工事が必要と判定されているもの

イ 漏水が確認されている等、早期の防災工事が必要であるもの

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事 (廃止工事を除く。) の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度等も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

対象ため池の選定は「千葉県ため池対策連絡協議会」において調整する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池: 9箇所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池: 15箇所

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報 : 別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度等も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池: 0箇所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池: 0箇所

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報 : 別表2のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

文化財保護法、県又は市町村の文化財保護条例に基づき史跡・名勝等に指定されている農

業用ため池、重要文化的景観の構成要素となっている農業用ため池及び史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する農業用ため池について、防災重点農業用ため池に指定し推進計画に位置付ける場合にあっては、県又は市町村の文化財保護担当部局に指定内容等を連絡するとともに、防災工事等の実施にあたり、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって関係法令に基づく手続きに係る準備を行う。

イ 環境担当部局との調整

絶滅危惧種などが生息・生育する防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に環境との調和への配慮を適切に行う。なお、防災重点農業用ため池を廃止するにあたっては、生息・生育の場が喪失するおそれがあることを踏まえ、県の環境担当部局と相談の上、絶滅危惧種の移動等の必要な措置を講ずる。

ウ 上水道担当部局との調整

上水道の貯水池として共同利用されている防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容が明らかになった段階で、県又は市町村の上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行う。なお、費用分担は分離費用身替り妥当支出法を基準とする。

エ その他

堤防等が道路・公園等として利用されている防災重点農業用ため池について防災工事等を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、県又は市町村の当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行う。

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

県（地元調整は市町村）

イ 地震・豪雨耐性評価

県（地元調整は市町村）

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上の防災重点農業用ため池については県

(イ) (ア)以外の防災重点農業用ため池については市町村又は農業者等で組織する団体（以下「市町村等」という。）

エ 廃止工事

市町村等

(2) 技術指導等の内容

市町村等が実施主体となる防災工事については、県土地改良事業団体連合会が積極的に支援する。

(3) 情報共有及び連携の方法

関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、「千葉県ため池対策連絡協議会」を設置する。

構成員は、県、市町村、県土地改良事業団体連合会とする。

会長は、県農林水産部耕地課長が務める。

事務局は、県農林水産部耕地課農地防災班が担う。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

- (1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施
管理者は必要に応じて応急的な防災工事（低水管理のための洪水吐きスリット設置等）又は地震・豪雨時の応急措置の実施に努める。
- (2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化
遠隔監視が可能となるよう水位計や監視カメラの設置等を検討する。

防災工事等の推進に関する基本的な方針 千葉県

令和4年3月末時点

1 農業用ため池の概要(所有者及び管理者の状況)

(1)所有者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(73%)	(2%)	(1%)	(15%)	(2%)	(8%)	(100%)	
箇所数	913	25	15	183	22	95	1253	

(2)管理者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(3%)	(21%)	(30%)	(40%)	(1%)	(5%)	(100%)	
箇所数	43	265	370	504	10	61	1253	

※国:行政財産として所有するものに限る。
 ※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

区分	内容	箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの	14	
	① 防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの	11	
	② 防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)	3	
	③ 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了	1	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
	③ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了	11	
	① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	3	
	② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	8	
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了	361	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの	295	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの	66	
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし	0	
	① 今後廃止工事を行うもの	0	
	② 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
合計		387	

別表2

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧) 千葉県

令和4年3月末時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
122020008	七つ池蒜藻堰	ななつつけひるもせき	千葉県	銚子市	長塚町4丁目 3404	国	長塚町農家組合	7	60	15	1					
122020009	七つ池中池	ななつつけなかいけ	千葉県	銚子市	長塚町4丁目 3417	国	長塚町農家組合	5	65	38	1					
122020010	七つ池新堰	ななつつけにいぜき	千葉県	銚子市	長塚町4丁目 2572	国	長塚町農家組合	2	48	1	1					
122020011	七つ池上池	ななつつけかみいけ	千葉県	銚子市	長塚町4丁目 4018	国	長塚町農家組合	3	50	38	1					
122020014	大椎の池	おおしいのいけ	千葉県	銚子市	野尻町1655	銚子市	2町農家組合(小船 木町・塚本町)	4	52	62	1					
122020015	新堰	にいぜき	千葉県	銚子市	野尻町1629-128	銚子市	銚子市・小船木町町 内会・塚本町町内会	13	61	81	1					
122100049	二重堤堰2	ふたえつつみせ き2	千葉県	茂原市	上永吉字二重堤 1299	茂原市	下永吉耕作組合	6	150	40	1	1				
122130001	雄蛇ヶ池	おじやがいけ	千葉県	東金市	山口大宮谷堰上田中 台方川場福徳東金押 堀入会地118	東金市	雄蛇ヶ池九区組 合	6	287	656	1					
122190004	潤井戸堰	うるいどせき	千葉県	市原市	潤井戸1851-1	市原市	市原市潤井戸土 地改良区	2	95	12	1	1				
122190052	雷堰	いかづちせき	千葉県	市原市	久保1422-1	市原市	市原市加茂土地 改良区	12	64	66	1	1				
122190063	梨木堀堰(正ノ 田堰)	なしきぼりぜき	千葉県	市原市	古敷谷943-1	富山村古敷谷耕 地整理組合	古敷谷水利組合	10	100	65	1					
122230009	宮田堰	みやたせき	千葉県	鴨川市	来秀612	不明	宮田水利組合	6	69	20	1	1				
122230015	八丁堰	はっちょうせき	千葉県	鴨川市	宮山801-3	個人	長狭中央土地改 良区	18	80	151	1					
122340001	丹生堰	にゆうせき	千葉県	南房総市	富浦町丹生字 鯛ヶ谷271-2	国	南房総市富浦町八 東西土地改良区	16	40	146	1	1				
122250005	成願寺堰	じょうがんじぜき	千葉県	君津市	中島1011-1	君津市	中島水利組合	2	90	18	1					
122250016	寺沢堰	てらさわせき	千葉県	君津市	寺沢363-1、362	寺沢自治会	寺沢水利組合	7	185	40	1	1				
122250027	内山堰	うちやませき	千葉県	君津市	久留里市場1082	君津地	久留里市場水利 組合	11	34	84	1					
122380018	越畑台下	こしはただいしも	千葉県	いすみ市	深谷字越畑台 1725-1	国	夷隅中部土地改 良区	4	113	13	1	1				
122380171	前	まえ	千葉県	いすみ市	新田野字市原 425	いすみ市	いすみ市新田野 郷土地改良区	5	106	2	1	1				
122390001	小中池	こなかいけ	千葉県	大網白里市	小中1746	大網白里市	小中川土地改良 区	20	253	1,014	1					
123490001	東今泉上堰	ひがしいまいずみかみせき	千葉県	香取郡東庄町	東今泉1342	東庄町	東今泉区	6	118	18	1					
123490002	東今泉下堰	ひがしいまいずみしもせき	千葉県	香取郡東庄町	東今泉1342	東庄町	東今泉区	6	108	42	1					
123490003	石出2号堰	いしでにごうせき	千葉県	香取郡東庄町	石出2541	東庄町	石出区	4	80	22	1					
123490004	石出1号堰	いしでいちごうせき	千葉県	香取郡東庄町	石出2537	東庄町	石出区	9	100	30	1					

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
123490005	新宿堰	にいじゆくせき	千葉県	香取郡東庄町	新宿	不明	新宿区	9	130	23	1					
123490007	八丁堰	はっちょうせき	千葉県	香取郡東庄町	小南3387-1	官有地	千葉県干潟土地改良区	5	450	187	1					
124210004	大欠池	おおかけいけ	千葉県	長生郡一宮町	一宮6745他	一宮町	長生郡一宮町東部土地改良区	13	96	193	1	1				
124410007	堂之谷上	どうのやつうえ	千葉県	夷隅郡大多喜町	泉水字堂谷459	官有地	泉水田丁水利組合	5	32	4	1					
124410008	堂之谷下	どうのやつした	千葉県	夷隅郡大多喜町	泉水字堂谷450	官有地	泉水田丁水利組合	7	37	12	1					
124410011	関藤	せきふじ	千葉県	夷隅郡大多喜町	大戸字関藤698	官有地	大戸水利組合	10	44	20	1					
124410019	茗荷沢	みょうがさわ	千葉県	夷隅郡大多喜町	小土呂字茗荷沢1160	千葉県	小土呂揚水組合	6	59	14	1					
124410020	四ッ縄	よつなわ	千葉県	夷隅郡大多喜町	下大多喜字四ッ縄1020	官有地	夷隅郡大多喜町下大多喜土地改良区	3	74	12	1					
124410025	新堰	しんぜき	千葉県	夷隅郡大多喜町	森宮字大谷524	共有地	森宮農家組合	3	40	3	1					

注) 記載内容は、令和4月末時点の確定値である。

※1 【防災工事等の対象と実施時期】: 対象となる防災工事等について、法の有効期間の前期(R3~R7)に着手する又は実施中の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」を記入する。

※2 【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。